

2 漁業経営再建資金貸付条件の基準

令和4年3月18日現在

利 率	償還期限	整理対象債務	貸 付 限 度 額	「再建計画」の 認 定	備 考
0.5%以下	10年 特認15年	借受者の有する金融債務、ただし以下のものを除く。	1. 整理対象債務の8割ただし、再建資金借入後の国の制度資金の合計が、整理対象債務の8割を越えてはならない。 2. 再建資金の融通を行う融資機関が有する債権の総額を越えてはならない。 3. 漁船漁業を営む者については 30トン未満 7,200万円 30トン以上 総トン数×240万円 (ただし8億円(大中まき網漁業を営む者については11億円)を限度) 上記1～3を満たす額	都道府県知事 (再建計画認定審査委員会の意見を聴く)	1. 借受資格者 直近の事業年度末において自己資本不足比率 $\frac{\text{固定資産額} - (\text{固定負債額} + \text{自己資本額})}{\text{固定資産額}}$ が0.5以上の者(かつお・まぐろ漁業者(総トン数20トン以上の動力漁船によるもの)は、0.3以上) 原則として3ヶ年(特認2ヶ年)以上債務超過となっている者 2. 再建計画の認定基準 (1)過去の実績、借受者の営む業種に属する他の経営体の経営動向等からみて再建計画の達成が確実に見込まれること。 (2)再建計画において、借受者の自助努力が十分に行われ、かつ、債権者からの必要な支援が得られていること。 (3)再建資金の借入が1回(都道府県知事が水産庁長官に協議した場合においては3回以内。)限りとされていること。 (4)計画終了時点において繰越欠損金が解消するような再建計画であること。(都道府県知事が水産庁長官に協議した場合を除く。) (5)再建計画期間中に、新たな漁業経営維持安定資金の借入れを予定していないこと。 (6)漁業経営維持安定資金の借入れによっては、再建が困難な者であること。 欠損金の解消割合の緩和が認められる場合 1.繰越欠損金の額が著しく大きい場合 2.借受者の自助努力、債務者の援助・協力が十分に行われていると認められる場合 3.再建計画期間内に繰越欠損金の9割(特殊の事情がある場合にあつては8割)以上の解消が図られる場合

※関係機関による1.10%以上の支援の協力

据置期間
特認2年

1. 政府関係金融機関の債務。
2. 固定資産の拡充のためになした長期借入金で返済期未到来のもの。